

平成27年第11回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年9月7日（月）午後2時 玉名市福祉センター B会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	22番	中島 浩輔	23番	徳井 勝美	24番	田上 敏正
25番	寺井 廣喜	26番	宇佐 勝則	27番	今上 公男	28番	平本 博
29番	永田 眞一	30番	井本 義和	31番	尾池 秀實	32番	中村 亘
33番	丸山 陽治	34番	堀田 昌子	35番	村端 一弘		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第55号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第56号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第57号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第58号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第59号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第60号 農用地利用集積計画の決定について
第61号 農用地利用配分計画案の意見決定について

報 告

第20号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第21号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 改めまして、皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから総会を開催したいと思います。

本日は、35名の委員さんのうち全員御出席でございます。従いまして玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により、本会議は成立しておりますので、ただいまから、平成27年第11回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より御挨拶をいただきまして、会議規則第4条により議長をお願いいたしまして、進行のほうをよろしくお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆様、こんにちは。朝晩は大分しのぎやすくなってまいりました。また、トマトなんかの植付けもかなり進んでいるようでございますけども、また台風が発生しております。いろいろと心配事も次から次へと出てきますけども、まず体に十分注意されて頑張ってくださいと思います。それでは早速ではありませんが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は議第55号より議第61号までの86件と、報告第20号より報告第21号の85件が提案されております。慎重なる御審議方よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、7番の井上委員と8番の松本委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第55号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局長より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） はい。1ページをお願いします。

議第55号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、熊本市の申請人で、申請物件が大浜町の田6,949㎡を子へ一括贈与するもので4番と関連がございます。

2番、寺田の申請人で、申請物件が安楽寺の田287㎡外2筆、計5,034㎡を子へ贈与するものです。

3番、田崎の申請人で、申請物件が田崎の畑713㎡を相手方の要望と耕作便利による売買です。

4番、熊本市の申請人で、申請物件が横島町の田2,417㎡外2筆、計7,340㎡を子へ一括贈与するもので、さっきの1番と関連がございます。

5番、横島町の申請人で、申請物件が大浜町の田947㎡を次の6番と交換するものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が大浜町の田717㎡を前の5番と交換するものです。

7番、京都府城陽市と天水町の申請人で、申請物件が北牟田の宅地、現況田902㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

8番、岱明町と天水町の申請人で、申請物件が天水町小天の畑1,759㎡外2筆、計3,854㎡を父へ贈与するものです。

以上8件、合計26,456㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しました、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。1番の案件は受渡人と受取人は親子関係にあり、子への一括贈与ということなので何も問題なく、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。2、3番は同一委員でございますので続けてどうぞ。

○13番（森川正志君） はい、13番、森川です。2番の案件ですけれども、子どもさんに贈与ということで、自分も知り合いのところでありましたので見に行きました。別になんら問題ないと思います、許可相当と思います。

それと3番の案件ですけれども、これはですね、一応畑になっておりますけれども、受人のほうの家に行く途中がこの畑なんですよね、それで道路を少し拡張されたのでその畑をそのまま、そこまでよかたいというぐらいであったんですけれども、もう先々を思うとやっぱり自分の物にしたほうがいいという考えで、相手方の要望ということで別に問題ないと思いました。許可相当と思います。

- 議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。それでは4番、どうぞ。
- 28番（平本 博君） はい、28番、平本です。4番の案件は1番と同様、譲渡人と譲受人は親子であり、子への一括贈与ということで、なんら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。
- 議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。それでは5、6番も同一委員でございますので、続けてどうぞ。
- 24番（田上敏正君） 24番の田上です。5、6番の案件は以前から交互の土地をそれぞれ耕作されておりました。事務局長より説明があったとおり、6番の譲受人は交換後、下限面積も満たさなくなりますが、5番の譲受人が下限面積要件を押さえているので問題なく許可相当と判断いたします。以上です。
- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。それでは7番どうぞ。
- 29番（永田眞一君） 29番、永田です。7番の案件は譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で下限の面積を満たしており、なんら問題なく許可相当と判断いたします。
- 議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。それでは8番どうぞ。
- 34番（堀田昌子君） はい、34番、堀田です。8番の案件について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人は会社員ですので、親に農地を贈与するものです。特に問題はなく許可相当と判断します。以上です。
- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。担当委員さんの説明が終わりました。
- 御意見、御質問はございませんでしょうか。
- （なしの声）
- 議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
- （全員 挙手）
- 議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、異議がないものと認め、議第55号については、許可することに決定いたしました。
- 次に、議第56号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。
- 事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局長（福田高広君） はい、3ページでございます。議第56号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会

会長、永田知博。

1番、福岡県古賀市と熊本市の申請人で、申請物件が築地の畑6,554㎡を労力不足と耕作便利により、平成27年9月7日から1年間契約するものです。

以上1件、6,554㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 説明が終わりました。

担当の委員さん、説明をお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番の案件は貸人は労働力不足、受人はその周辺で耕作されている果樹園です。耕作便利ということで下限面積も満たしておりなんら問題はないものと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） はい。御質疑ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。全員賛成と、異議がないものと認め、議第56号については、許可することに決定しました。

次に、議第57号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） はい。議第57号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,366㎡、農業者年金受給により、平成27年9月7日から10年間契約するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑4,470㎡外15筆、計39,532㎡を農業者年金受給により、平成27年9月7日から10年間契約するもの

です。

以上2件、合計40,898㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしていると思判断いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、説明が終わりました。

1、2番とも同一委員さんでございますので、1、2番続けて説明をどうぞ。

○30番（井本義和君） 30番、井本です。1、2番の案につきまして説明します。

1番については使用地、貸人と借人は親子であり、農業者年金受給のための経営移転です。借人は後継者であり、許可相当と判断いたします。

2番につきましては、貸人から見て借人は孫に当たりますが、こちらの1番同様、農業者年金受給のための後継者の変更であり、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第57号については、許可することに決定しました。

次に、議第58号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） はい。議第58号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が天水町の畑611㎡、転用目的が農家住宅及び農業用倉庫です。農地区分は概ね10ヘクタール以上の1段の農地区分で、第1種農地と判断しております。第1種農地につきましては原則不許可でございますけど、申請地のかかる土地の周辺において、居住する者の日常生活上また業務上必要な施設で集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

以上1件、合計で611㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許

可基準全ての項目ごとに適合するか否かを審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしました。また地元委員さんと同行の上現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。ただ今説明が終わりました。受付番号1番について担当委員さんの説明をお願いいたします、1番、どうぞ。

○31番（尾池秀實君） 31番の尾池です。1番の案件について説明します。

申請人は農家住宅及び農業倉庫を建てるとですが、ここは1種農地であり、集落に接続し設置されることに該当し、許可は可能です。また生活排水は南側の下水へ流し、雨水は南側の側溝へ流すことです。被害等はないものと思われ、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、担当委員さんの説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第58条については、許可相当と市農業会議へ諮問することに決定いたします。

次に、議第59号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） はい。議第59号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の田51㎡で転用目的は農業用倉庫です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が立願寺の田279㎡外1筆、計326㎡で転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の畑12㎡外1筆、計38㎡で転用目的は進入路でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しており、前の2番の個人住宅への進入路でございます。

4番、申請物件が六田の田451㎡で転用目的は共同住宅です。農地区分は都

市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑880㎡外2筆、計2,120㎡で転用目的は建売分譲です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が山田の畑634㎡で転用目的が駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が中尾の田1,525㎡で転用目的は駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断いたしております。

8番、申請物件が寺田の畑518㎡で転用目的は駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町の田1,261㎡で転用目的は宅地分譲地です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断いたしております。

10番、申請物件が岱明町の畑759㎡で転用目的は建売分譲です。農地区分は概ね10ヘクタール以上の1段の農地区分で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

以上10件、合計7,683㎡を御提案申し上げております。申請内容の農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否かを審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので、御提案申し上げております。また地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員さんの説明をお願いいたしますが、1番から4番まで、同一委員さんでございますので、続けてどうぞお願いいたします。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番から4番の案件について御説明申し上げます。1番の案件はですね、場所は立願時の公民館の前という・・・でございます。その前に譲受人がですね、所有する畑があると。そこに隣接するところの地ということでございます。農機具と農業生産物の倉庫として利用するところでございます。イナバの物置を13.4㎡ですかね、農業倉庫に設置に伴う申請という。雨水は浸透です。なんら問題はなく許可相当と判断いたしました。

2番は先ほどの上立願寺の公民館ですね、もう少し南側ということでございます。個人住宅の建設に伴う申請ということですが、西側と東側は住宅地になってるというふうなことでございます。北側が水路というふうなことでございますが、現地の地形はその水道側に傾斜をしてるというふうなことでございますので、水路側に

防壁を施工して、生活排水は南側に市道がありますので、市道の側溝に流すということでございます。また上下水道もその市道側にですね、接続するというふうな計画でございますので、なんら問題はなく許可相当と思います。

3番の案件は、その2番の個人住宅に伴うということで、進入路設けてなんら不都合ございません。

4番は転用目的が共同住宅の2階建て、特養介護施設に伴う申請ということでございます。場所は六田の鮮度市場の東側に位置している。東側と南側は既に住宅地になっております。北と西側は私道でございます。なんら問題はないということで許可相当でございます。

以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

続きまして5、6、7番、これも同一委員さんでございますので、5番から7番まで続けてどうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。5番の案件について説明します。申請人は建売住宅の6区画を造成するということで、場所は糠峯団地西側で住宅地と農地の混在するところであります。で、南と東に私道を通るやや高低差のある場所で、傾斜地はコンクリートブロックとL型擁壁で囲むそうです。それで給排水は市の上下水道を利用し、雨水は市道の側溝へ放流するそうですので、現地調査の結果許可相当と思われます。

6番の案件について説明します。申請人は駐車場及びカルテ保管物置を設置するものということです。場所はコスモス立願寺店の横、山本歯科の西隣です。排水は雨水のみで、雨水枡を設置して病院の排水路へ流入するそうですので、これも現地調査の結果許可相当と思われます。

それから7番の案件について説明します。申請人は公立玉名中央病院の職員駐車場として貸し出すための駐車場整備を行っておる。場所は玉名中の南側で周りは住宅地で、地ならしをして砂利を敷いて点圧をかけるだけとのことで、なんら問題はないと思われます。現地調査の結果許可相当と思われますのでよろしく願います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

続きまして8番、どうぞ。

○13番（森川正志君） はい、13番、森川です。8番の案件ですけれども、ここに書いてあるように九州電工の増築放棄に当たりまして、短期の駐車場ということで半年間の借用ですよね。どこでも208号線に沿ってまして、雨水のオーバーフロ

一分はこの畑の北側部分にですね、雨水枡を作っているということでもいいんじゃないかということで、調査の結果ですね、これも許可することを決めました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは9番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。9番の案件場所は208号線から8mばかり蓮華院のほうに入ったところで、岱明町野口の北尾崎の現場です。1,261㎡です。申請人は不動産業を営んでおられて、この度宅地分譲して販売する計画だそうです。申請地は東側の市道沿いの50cmくらい低い田んぼに盛土を盛って、共有道路を設けた後に、ブロック塀を分譲地に設置する。共有道路はアスファルト舗装の申請です。給水は東側の道路の給水溝に接続する。生活雑排水は合併浄化槽を設け東側の道路の側溝に流入するという。また雨水については集中升を設置して東側の側溝に放流するという計画だそうです。市役所とも最後に行っているということでした。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは10番、どうぞ。

○22番（中島浩輔君） 22番の中島です。10番の案件について説明いたします。

申請人は3件の建売を増設するとのこと。ここは1種農地の759㎡の面積です。生活排水は市の下水道を利用し、雨水は自然浸透し、オーバーフローするものは南側の道路の側溝に流すということです。隣接する宅地並びに農地についてはなんら被害等はないものと思われ、現地調査の結果、許可相当と判断いたします。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第59号については許可相当とし、農業会議へ諮問することに決定しました。

次に、議第60号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） はい。議第60号、農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は12ページから17ページまで、合計59件の集積でございます。

17ページの下の方で、所有権移転が12件の25,063㎡、利用権設定が47件の100,318㎡で、合計59件125,381㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御提案申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

○18番（取本一則君） 一ついいですか。集積推進員というのはこれはいつまで、任期かなんかあるとですか。本田さんとか以前の委員さんが載ってるんですが、これはいつまで本田さんとか、いろいろ代わってない。だから本田さんたちがいつごろまで任期があるのかなと思って、ちょっと聞きました。

○事務局長（福田高広君） 今回御提案申し上げてる議案は7月16日から8月17日までの受付分ということ。従いまして以前の農業委員さんの任期が7月いっぱいございましたので、7月に受け付けた分は以前の農業委員さんが集積員になってるといことです。来月からは全部新しい委員さんになります

○18番（取本一則君） はい、分かりました。

○議長（永田知博君） では、他にはございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは質問もないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第60号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

次に、議第61号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） はい。議第61号、農用地利用配分計画案の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利

用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。19ページから20ページまでの集積表で計5件、53,957㎡の計画案のとおりで、先の議第60号の45番から59番で決定された農用地利用計画の中で中間管理機構と利用権を設定を行ったものです。今回の配分計画案を決定し農地を貸し付けるということになります。以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用配分計画案の意見決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第61号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

—————○—————

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第20号から報告第21号を一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 21ページをお願いいたします。報告第20号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告します。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は21ページから、多少多いんですけど42ページまで、合計84件、合計173,992㎡の解約を受理しております。

次に43ページをお願いします。報告第21号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告します。平成27年9月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件の計372㎡の届出を受理しており、地元委員さんと現地調査を行っております。

以上、2件の御報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。御質問、御意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告をこれをもって終わりたいと思います。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議、誠にありがとうございました。これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時40分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年9月7日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 井上 清晴

農 業 委 員 松本 恒幸